

平成 29 年 5 月 6 日

平成 28 年度総合文化研究所研究助成報告書

研究の種類	・海外共同 () ・共同研究 (○) ・個人研究 ()	
研究代表者 (所属・職・氏名)	看護学部・助教 小野 美香子	
研究課題名	更生保護施設における触法高齢者の健康の実態とニーズに関する調査	
研究分担者氏名	所属・職	役割分担
北川 公子	看護学部・教授	データ収集・処理、研究のまとめ
研究期間	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日	

研究実績の概要（1）

1. 目的

本研究の目的は、増加する触法高齢者に対する支援を探るべく、全国の更生保護施設を対象とし、そこに入所する高齢者の健康の実態と実際の支援を調査し、彼らのニーズを明らかにすることである。

2. 方法

1) 対象集団

更生保護事業法に定められた継続保護事業を行っており、国からの事業認可がされている 103 の更生保護施設（男子 89、女子 7、男女混合 7）。

2) 方法

(1) 調査方法

① 監督官庁からの承諾方法：更生保護施設の監督官庁である法務省保護局（以下、保護局）へ直接連絡をし、研究の趣旨・目的を文書および口頭で説明した。その後、施設管理者宛研究説明書、調査票を保護局宛に送付し、文書を確認していただき、研究実施の承諾を得た。

② 研究対象からのデータ収集：保護局から保護観察所を通じ、施設に対して保護局の承諾を得た調査であることが文書で通知された。通知したことが、保護局から主任研究者へメールで連絡が入り次第、研究者が全国の施設管理者宛に、施設管理者宛研究説明書・施設調査票を郵送した。この手順をとることで、施設に直接調査票が送付されることへの不信感を回避するとともに、調査協力について熟慮する時間を担保した。無記名の質問紙調査につき、調査票の記入・返送をもって、研究への同意を得たと判断した。（調査期間：平成 28 年 7 月～9 月）

(2) 調査内容：施設の概要（入所定員、入所高齢者数、職種と職員数、更生保護施設の種類など）、入所する高齢者の特徴（健康状態、入所中・退所後の支援の有無とその内容）、触法高齢者への支援における看護職の必要性とその内容、など。

(3) 分析方法：各データについて、更生保護施設の種類、勤務する職種による差を検証した。

3) 倫理的配慮

保護局へ、①研究の趣旨・目的、②研究方法、③自由意思の保証、④同意撤回の保証、⑤情報漏えい・機密保持に関する対策（データの保管方法、コード化等）、⑥研究結果の公表などを口頭および書面にて説明し同意を得た。更生保護施設に対しては、書面にて①～⑥の事項を説明し同意を得た。併せて、本学研究倫理審査委員会の承認を（承認番号 KWU-IRBA#15079）を得て実施した。

3. 結果および考察

1) 基本属性

103 施設のうち、91 施設（88.3%）から回答があった。そのうち、「調査対象者の受入をしていない」と回答があった 2 施設を除いた 89 施設（86.4%）を分析対象とした。内訳は、薬物処遇重点実施施設が 4（4.5%）、指定更生保護施設 45（50.6%）、薬物処遇重点実施施設および指定更生保護施設が 19（21.3%）、どちらでもないが 21 施設（23.6%）であった。

2) 触法高齢者の受入において考慮すること（表 1）

「疾患の有無とその状態」が 96.6%と最も多く、次いで「障害の有無とその状態」（84.3%）であった。「考慮していない」といった回答は 2 施設（2.2%）であった。

研究実績の概要（２）

表１ 触法高齢者の受入において考慮すること

項目	施設数	%	項目	施設数	%
年齢	52	58.4%	退所後の居住先の有無	51	57.3%
犯罪・歴名	49	55.1%	本人の性格	65	73.0%
疾患の有無とその状態	86	96.6%	特に考慮していない	2	2.2%
障害の有無とその状態	75	84.3%	その他	8	9.0%
就労意欲	39	43.8%			

3) 退所後の支援（表2）

更生保護施設退所後も、高齢者に対して支援を実施している施設は58施設（65%）であった。そのうち、「電話・来所等による相談」（81.0%）が最も多く、次いで「他機関への調整」（36.2%）が挙げられた。相談内容は経済的問題や健康に関するものが多く、それに関連した機関への調整といった支援が、施設退所後も必要とされていることがわかった。

表2 更生保護施設退所後の支援内容

退所後の支援	施設数	%	退所後の支援	施設数	%
電話・来所等による相談	47	81.0%	趣味・生きがい作り	9	15.5%
就労支援	6	10.3%	その他	14	24.1%
他機関への調整	21	36.2%			

4) 高齢者の再犯防止支援における看護職との連携・協働の必要性（表3）

「必要」「対象によって必要」と回答した施設は69施設（77.6%）であった。その理由として「専門的な見解を必要とするケースの増加」「心身の健康管理が再犯防止につながる」が挙げられた。一方、「あまり必要ない」「必要ない」の理由には、「再犯防止における看護職の役割が不明」といった回答があった。

表3 高齢者の再犯防止支援における看護職との連携・協働の必要性

	必要	対象によって必要	あまり必要ない	必要ない	無回答
薬物処遇重点実施施設（１）	1	3	0	0	0
指定更生保護施設（２）	13	23	6	2	1
（１）と（２）の両方	4	11	2	2	0
どちらでもない	8	6	3	2	2
合計	26 (29.2%)	43 (48.3%)	11 (12.4%)	6 (6.7%)	3 (3.4%)

触法高齢者の入所が多いと思われる施設（薬物処遇重点実施施設および指定更生保護施設）では、他施設よりも、看護職との連携・協働の必要性を認識していた。今後、得られたデータから、高齢者の健康の実態をさらに分析し、具体的なニーズについて明らかにする。また、更生保護施設における実際の支援から、再犯防止における看護の役割について検討していく。